

財務省告示第三百五十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年十一月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 中川 昭一

平成二十年十二月九日

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第一回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。
- 四 発行方法 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び「利回り競争入札発行」という。を、財務大臣が行われる入札であるとして、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者（以下「市場特別参加者」という。）による発行（以下「市場特別参加者発行」という。）
- 五 募入決定の方法 争入札発行」という。）

十四 初期利子

に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。
平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成六十年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金支

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十年十一月十二日